

施設・設備改修工事のため休館していましましたが、6月1日から開館しますのでご利用ください。  
△詳細…当館 ☎3442-8451

資源保護のため、再生紙を使用しています。

平成8年 5/25 No.995 発行: 東京都豊島区 編集:企画部広報課 〒170 豊島区東池袋1-18-1 ☎3981-1111 <毎月5・15・25日発行>

## あなたの目で声で 確かな区政を 決まる



中央保健福祉センターを見学する区政モニターの皆さん



区長から委嘱状を受け取る区政モニター

平成8年度の区政モニターには、86名の応募があり、地域、年齢、性別等を考慮し、男性18名、女性22名の方をモニターに選任しました(外国人モニター3名を含む)。

今年度の区政モニターには、86名の方々から、意見、要望、提案を出していただき、区政の運営に反映していくことを目といたします。

◆詳細…広聴係 内線 2141-12

### 連絡会議で出た意見等

(主なもの抜粋)

#### ●高齢者対策について

◇ねたきりにさせないソフト面の充実を。

◇民間と比較し、配食サービス等のコストが高い。

◇介護を他人に援助してもらうではなく、家の人間が安心して介護できるシステムをお願いしたい。

◇介護の個々のメニューは良いが、うまく機能しているか疑問だ。利用する者が何を求めているのか、根本的に考えてほしい。

◇木造家屋の耐震診断の内容を知りたい。

◇避難場所となっている学校は壁が高く、いざというとき、とても逃げ込めない。

◇公園は、防災の面からもっと開放的に、緑を増やし、貯水槽等の整備をしてほしい。

◇9月1日の防災訓練は見直しがある。アマチュア無線の資格を持つもので、災害のとき等、

区民と行政のお役に立ちたい。

◇道路が狭いうえ、看板や、車も入れない。

◇再開発のときは、防災を考慮した都市計画にしてほしい。

◇厳しい区財政について

◇バブル崩壊が始まってから、区は対策を立てるのが遅い。

◇もう少しリストラをし、職員は半数に、業績は倍にしてほしい。

◇眼前の場当たり的な行政をやめ、将来を見据えた総体的な行政を行ってほしい。

◇財政難に区は発想の転換をして、庶民の知恵や、庶民の感覚を生かし、経済的センスを持つ取り組んでほしい。

◇区に何々をしてほしいといふ時代は終わった。これからは限られた人材を区の経営に生かしてください。

◇役人は住民に知らせる義務がある。何でも隠すのは良くない。

◇情報公開について

◇役人は住民に知らせる義務がある。何でも隠すのは良くない。

◇職員は区民に見られているという姿勢がない。

◇子育ての支援について

◇乳幼児対策に予算を増やす

◇住宅について

◇区常住宅をもっと増やしてほしい。

◇窓口職員について

◇職員は区民に見られている

◇乳幼児対策に予算を増やす

◇住宅について

◇区常住宅をもっと増やしてほしい。

**選挙管理委員会の構成が  
変わりました**

岡井一夫委員のご逝去に伴  
い5月9日付で 小池兼雄氏  
が選挙管理委員に補欠されま

した。  
新しい選挙管理委員会の構成は左表のとおりです。

委員	委員長	委員	姓 名	住 所	任 期	
選管委員会事務局 小池 兼任	廣田 敏政	菅原 啓一	要町2の12の11	上池袋2の2の17	3月28日 平成12年	
選管委員会事務局 南長崎3の3の11の101	南長崎3の3の11の101	佐竹真樹、室原まさ子(高松) 今渡久美、田島まさ子	西池袋、飯島淳子、井上一人 風見 駿、宮崎敏雄(池袋)、林俊二、松浦秀雄(池袋本町)、齊藤則美、根岸行夫(雑司ヶ谷) 白、佐々木忍、清水清、田中恭章(長崎)、佐野伸吾(千早)、桑村裕次、奈、古野醇子(千早)、桑村裕次、佐竹真樹、室原まさ子(高松) 今渡久美、田島まさ子	西池袋、飯島淳子、井上一人 風見 駿、宮崎敏雄(池袋)、林俊二、松浦秀雄(池袋本町)、齊藤則美、根岸行夫(雑司ヶ谷) 白、佐々木忍、清水清、田中恭章(長崎)、佐野伸吾(千早)、桑村裕次、奈、古野醇子(千早)、桑村裕次、佐竹真樹、室原まさ子(高松) 今渡久美、田島まさ子	西池袋、飯島淳子、井上一人 風見 駿、宮崎敏雄(池袋)、林俊二、松浦秀雄(池袋本町)、齊藤則美、根岸行夫(雑司ヶ谷) 白、佐々木忍、清水清、田中恭章(長崎)、佐野伸吾(千早)、桑村裕次、奈、古野醇子(千早)、桑村裕次、佐竹真樹、室原まさ子(高松) 今渡久美、田島まさ子	
選管委員会事務局 奥野5の19の2	奥野5の19の2	要町2の12の11	上池袋2の2の17	西池袋、飯島淳子、井上一人 風見 駿、宮崎敏雄(池袋)、林俊二、松浦秀雄(池袋本町)、齊藤則美、根岸行夫(雑司ヶ谷) 白、佐々木忍、清水清、田中恭章(長崎)、佐野伸吾(千早)、桑村裕次、奈、古野醇子(千早)、桑村裕次、佐竹真樹、室原まさ子(高松) 今渡久美、田島まさ子	西池袋、飯島淳子、井上一人 風見 駿、宮崎敏雄(池袋)、林俊二、松浦秀雄(池袋本町)、齊藤則美、根岸行夫(雑司ヶ谷) 白、佐々木忍、清水清、田中恭章(長崎)、佐野伸吾(千早)、桑村裕次、奈、古野醇子(千早)、桑村裕次、佐竹真樹、室原まさ子(高松) 今渡久美、田島まさ子	西池袋、飯島淳子、井上一人 風見 駿、宮崎敏雄(池袋)、林俊二、松浦秀雄(池袋本町)、齊藤則美、根岸行夫(雑司ヶ谷) 白、佐々木忍、清水清、田中恭章(長崎)、佐野伸吾(千早)、桑村裕次、奈、古野醇子(千早)、桑村裕次、佐竹真樹、室原まさ子(高松) 今渡久美、田島まさ子

◆詳細…選管委員会事務局  
内線 3531

6月5・11日は  
環境週間です

## 高齢者 心身障害者(児)への ホームヘルプサービス をご利用の皆さんへ

階層区分	2人世帯		利用者負担額(1時間)
	高齢者	心身障害者(児)	
1	前年の所得額 2,275,000円以下	0円	
2	2,976,000円以下	260円	
3	4,214,000円以下	520円	
4	5,059,000円以下	780円	
5	6,096,000円以下	1,040円	
6	6,096,001円以上	1,300円	

7月1日から、高齢者、心身障害者(児)へのホームヘルプサービスの利用者負担額が左表のとおり変更になります。なお、この表は生計中心者に扶養親族が一人いる場合で、扶養親族一人増すことに38万円を



加算した額、一人世帯の場合は38万円を控除した額になります。△詳細: 東福祉事務所 ☎3974-5531、中央保健福祉センター ☎2703

△詳細: 公害対策課指導係 内線2841、調査係 内線2835

## 測つてみませんか あなたのまわりの大気汚染

身のまわりの大気汚染度

を調べてみませんか。

身近な大気の汚れに关心を持

つていただきために、毎年6月

連絡ください。

△申込み・詳細: 公害対策課調

査係 内線2835

料でお貸しています。

今回は、6月6日本に測定していただきますので、測定を希望される方は5月31日までにご連絡ください。

△申込み・詳細: 公害対策課調査係 内線2835

## お知らせ

豊島区役所  
☎3981-1111

福

祉

祉

検証の有効期間内であっても使  
えなくなります。  
転出後または社会保険等の加  
入後に、豊島区の保険証で医療  
機関にかかってしまった場合は  
区で負担した医療費(かかった  
費用の7割または8割)をあと  
で区へ返していただくことにな  
ります。

このようなことを防ぐために  
も、転出するとき、または社会  
保険等に加入した場合は、すぐ  
に国民健康保険をやめる届出を  
して、保険証をお返しください。

また、転入した区市町村の国民  
健康保険にすぐ加入の手続きを  
してください。

△詳細: 給付事業係 内線265

△対象: ①国民健康保険に加  
入している方②老人保健法の適  
用を受けていない方③厚生年金  
や各種共済組合など被用者年金

または、通算老齢(退職)年金  
を受けている方で、被用者年金

保険の加入期間が20年以上、ま  
たは、40歳以降の加入期間が10  
年以上ある方△資格の発生と届  
出年金の受給権が発生した日  
に資格が生じます。年金証書が  
届きましたら、14日以内に国民  
健康保険課または出張所に届出  
をしてください△必要な物△保  
険証、年金証書、印鑑△保険料  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内  
入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資格: 次のいずれにも  
該当する方①収入が区で定めた  
基準以下であること②世帯上で  
あること③3か月前から区内に  
居住していること④返済が確実  
なことがあります。

△看護料等資金のご案内

入院したときにかかる費用の  
支払いが困難な方に「看護料資  
金」「一般入院資金」の貸付けを  
行っています。

△申込資

## 保護費の額

次の一種類の扶助があり、その必要に応じて保護が行われます。  
重生活扶助、住宅扶助、教育扶助、医療扶助、出陣扶助、生業扶助、葬祭扶助

## 保護の種類



- 西福祉事務所 (担当地域・山手線・埼京線の西側の地域)  
要町1の5の1 ☎3946・2511
- 民生委員 (担当地域・山手線・埼京線の東側の地域)  
南大塚2の36の2 ☎3974・5531

- おむつ支給の利用
- ホームヘルパーの派遣
- 日常生活用具・住宅設備改造
- 問い合わせ・福祉事務所
- 訪問看護指導
- ショートステイの利用
- 在宅サービスセンターの利用
- 福祉電話・緊急通報システムの利用
- 日常生活用具・住宅改造
- 訪問看護指導
- おむつの支給
- 問い合わせ・中央保健福祉センター ☎2701-9

- 心身障害者福祉の主なもの
- 問い合わせ・障害者援護係
- ショートステイの利用
- 心身障害者福祉の主なもの
- 問い合わせ・障害者援護係
- ホームヘルパーの派遣
- 日常生活用具・住宅設備改造
- 問い合わせ・福祉事務所
- 訪問看護指導
- おむつの支給
- 問い合わせ・中央保健福祉センター ☎2701-9

すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利つあります。生存権が憲法で保障されています。このために、国民生活最後のよりどころとして、生活保護制度があります。

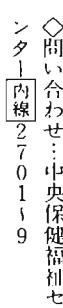
受けられるのはどういようと

傷病、高齢、失業、家族崩壊など、様々な原因により収入がなくなり、あるいは収入があるものの額が低いために、生活にことなくような状態に陥った場合、その困窮の程度に応じて最低限度の生活の保障を行います。

基準によって計算された最低生活費と、保護を受けようとする人(世帯)の収入を比べ、収入が最低生活費を下回る場合に、その不足分について保護を行います。

ただし、最低生活を維持するため、資産・能力の活用並びに、民法上の扶養義務は生活保護に優先して行うことになります。

## 相談する所



- お困りのことがありましたが、福祉事務所または近くの民生委員に、遠慮なくご相談ください。
- なお、福祉事務所で相談申請の後、担当者が実態調査をして2週間以内に、保護の要否を決定することになっています。
- 東福祉事務所 (担当地域・山手線・埼京線の南大塚2の36の2)  
内線2623

- 運用入浴サービスの利用
- 問い合わせ・中央保健福祉センター ☎2701-9

生存権が憲法で保障されています

## 日々の生活に

### 日常生活における福祉

#### 高齢者福祉の主なもの

● 老人ホームの入所

● 問い合わせ・福祉事務所

● 高齢者福祉手当

● 問い合わせ・高齢者福祉係

● 内線2632

● ショートステイの利用

● 在宅サービスセンターの利用

● 内線2633

● 問い合わせ・高齢者施設係

● 福祉電話・緊急通報システムの利用

● 日常生活用具・住宅改造

● 訪問看護指導

● おむつの支給

● 問い合わせ・中央保健福祉センター ☎2701-9

# 応援します あなたの

HEALTHY  
健康



生活習慣や、自分の健康状態を日々から把握しておくことが大切です。

保健所では、豊島区医師会の協力により、結核および成人病の予防・早期発見のため定期健康診断を実施しています。受診の機会の少ない主婦や自営業の方は、ぜひお受けください。

また、車いす等の身体障害者の方で、来所可能な方も受診できますので、電話等で必ず健診日を予約してください。

なお、すべて予約制になっていますので、電話等で必ず健診

の方は、ぜひお受けください。

なお、すべて予約制になっていますので、電話等で必ず健診

母乳教室  
(予約制)

	受付時間	6月	7月	8月	9月	10月	11月
池袋保健所	午後1時 ～ 2時30分	12日(火) 26日(火)	10日(木) 24日(木)	一	11日(火) 25日(火)	9日(火) 23日(火)	13日(木) 27日(木)
長崎保健所	午後1時30分 ～ 2時30分	5日(火) 19日(火)	3日(木) 17日(木)	21日(木)	4日(火) 18日(火)	2日(火) 16日(火)	6日(木) 20日(木)

●無料  
住民健診

(予約制)

注意事項：①健診のための食事制限はありません。②健診結果について診断書等の発行はできません。(受験や就職等で診断書が必要な方は、一般健康相談をご利用ください) ③予約方法：電話または来所して①氏名②住所③生年月日④電話番号をお知らせください。

⑤申込み・詳細：各保健所へ

線直接撮影) を実施します。費用は無料。結果説明・指導・健診の翌週の水曜日の指定された時間に来所していただき、健診結果の説明と指導を行います。

注意事項：①健診のための食事制限はありません。②健診結果について診断書等の発行はできません。(受験や就職等で診断書が必要な方は、一般健康相談をご利用ください) ③予約方法：電話または来所して①氏名②住所③生年月日④電話番号をお知らせください。

⑤申込み・詳細：各保健所へ

●相談(予約不要)  
成人歯科

保育婦・栄養士が十分に時間をとつて相談に応じます。  
◆相談日・受付時間：左表のとおり(当直直接会場へ) ◆費用：無料。ただし、一部の検査については有料

①池袋保健所 7月24日、9月25日、11月27日、平成9年3月12日(いずれも水曜日)  
②長崎保健所 6月5日、10月2日、12月4日、平成9年2月5日(いずれも水曜日)  
◆受付時間：各保健所とも午後1時30分～2時30分



相談(予約不要)  
成人病  
相談(予約不要)  
住民健診、節目健診で指摘を受けた方、健康管理やウェイドコントロールに不安を感じている方を対象に、成人病相談を実施しています。検査データの意味や薬の飲み方など、医師・

意するよう言われているが、具体的に何をどう気をつければ良いかよくわからない方や、特に食生活で不安や疑問を持つている方に個別で栄養相談を行っています。◆日程：左表のとおり ◆申込み：各保健所栄養士へ

●栄養相談  
(予約制)

	受付時間	6月	7月	8月	9月	10月	11月
池袋保健所	午後1時 ～ 2時30分	19日(火) 31日(木)	3日(火) 17日(火)	一	18日(火) 30日(木)	2日(火) 16日(火)	20日(木)
長崎保健所	午後1時30分 ～ 2時30分	7日(火) 21日(火)	5日(木) 19日(木)	2日(木) 17日(木)	6日(火) 20日(火)	4日(火) 18日(火)	1日(火) 15日(火)

●こころの問題で悩んでいる方へ

●イライラする、眠れない等のこころの不調や病について、一人で悩んでいませんか？ 一人で悩まずに、お気軽に保健所の相談事業をご利用ください。

こころの相談	心の問題で悩んでいる方とその家族に対して、保健婦と心理士が、電話や面接での相談をしています。 必要に応じて、家庭訪問も行います。	毎日午前9時～午後5時
ティ・ケア	専門医による相談日を、設けています(予約制)  社会復帰を目指す精神障害者の方が、集団活動(ミーティング・料理・スポーツ・創作活動・外出等)を通して、一日も早く社会にとけこめるように、保健婦と心理士がそのお手伝いをします。 まずは地区担当の保健婦にご相談ください。	毎月第2金曜日 午後1時30分から
酒害相談	地区担当の保健婦がご相談をお受けしています。 (ミーティング) 本人を始め関係者が参加して、断酒の話ばかりではなく生き方や人生観、悩みについても話し合います。 (家族ミーティング) ビデオや話し合いを通して家族のお酒の問題や、家族としての対応を学び合っています。	毎週3回 見学もできます
高齢者こころの相談	家族の痴ほうのことでの悩んでいる方や、痴ほうではないかと不安に思っている方は、地区担当の保健婦にご相談ください。なお、長崎保健所では専門医による相談日を設けています。	専門医による相談日 毎月第2火曜日 午後1時30分～3時30分
家族セミナー	こころの病(精神分裂症を中心とした)を持った方の家族のためのセミナーです。 病気や社会資源について、知識を深め、今後何ができるかを考える場です。	4回制 7月15・22・29日、8月5日 午後1時30分から
精神保健福祉セミナー	健康でイキイキと生活するために、こころの健康について、知識を深めたり、考えたりするセミナーです。 どなたでも参加できます。	4回制 10月ごろの予定
セミナー企画会議	家族セミナー、精神保健福祉セミナーの開催にあたり、企画会議を行っています。関心のある方なら、どなたでも参加できます。	日程等詳細は、保健婦にお問い合わせください
長崎こころまつり	だれにとっても住みよいまちって、どんなまちでしょうか？ 「障害者に優しいまち」をテーマに交流祭を行います。	平成9年2月27日 場所 長崎保健所

●人権擁護委員制度を  
ご存じですか

品の調理法など試食を交えた具體的なお話しを左表のよるうな日程で行いますので、お子さん連れでお気軽におかけください。

出張意見相談の中まで行いますので、田子手帳をお持ちになり、各会場へ直接お越しください。

6月1日は、人権擁護委員法が実施された日です。昭和23年、政令に基づき人権擁護委員制度が設けられ、翌年6月1日に人権擁護委員法が施行され、国民の基本的人権を

保障するため、法務大臣が委嘱した左表の人権擁護委員がいます。豊島区でも区長から推薦され、法務大臣が委嘱した左表の人権擁護委員がいます。また、毎月第2・4木曜



育児書と我が子の状態に違  
いがある”アトピー性皮膚炎で  
はないだろうか”“イライラし、  
ついつい怒ってしまう”“オムツ  
がとれない”などいろいろな相  
談を受けています。

### 電話相談

近くの児童館や区民集会室を  
会場にして、保健婦・栄養士が  
出向き、身長・体重を計り、子  
育てや食事の相談に応じます。  
仲間づくりや他児とのふれあ  
いの場としても利用できます。  
田子手帳を持って直接会場へ  
おいでください。

保健所へ

### 出張育児相談

すぐすぐ  
発達相談

まくお座りやハイハイがで  
きない、一人歩きやことばが遅  
いなど、お子さんことで心配  
な方はお相談ください。

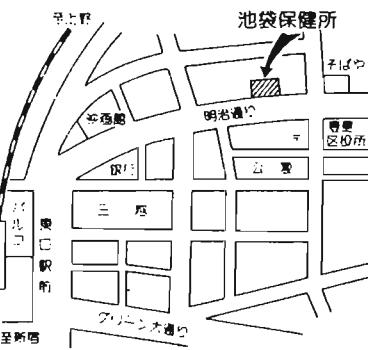
ことば遊びと  
ことばの相談

ことばが遅くて心配のあるお  
子さんの教室です。グループ遊  
びなど子どもも楽しめる教室で  
す。必要に応じて個別の相談も  
あります。

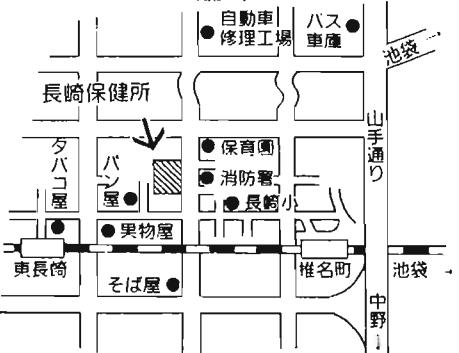
母乳で育てていこうという意  
も田乳で育てていこうとい  
うな相談をオッパイの状態をみ  
ながら受けています。また、お田  
さん同士の話し合いこれから  
も田乳で育てていこうとい  
う意欲がわきます。

## 地域で 仲間と楽しく 子育てしよう

### 池袋保健所 東池袋1-39-2 ☎3987-4111



### 長崎保健所 長崎3-6-24 ☎3957-1191



### 家庭訪問

これから、お父さん、お母さ  
んになる方を対象に夫婦で参加  
する学級です。出産についての  
理解、夫婦でどんな子育てをす  
るかを話し合います。また、田  
体験談が庄重です。その他、赤  
ちゃんのお風呂の入れ方、オム  
ツの当て方などの実習なども行  
います。

### 歯科幼児相談

4歳未満のお子さんに、歯の  
検診や相談、歯磨き練習等を行  
っています。歯がはえ始めて心  
配な方や、むし歯や歯並び、お  
口の中で気になることがある方  
は、定期的に歯科検診を受けま  
しょう。

実施日  
①池袋保健所 毎週木曜日  
(8月8・15・12月26日、平  
成9年1月2・9日は除く)  
②長崎保健所 毎週火曜日  
(7月30日、8月13日、10月1  
日、12月24日、平成9年1月7  
日は除く)

○受付時間  
各保健所とも午前9時～10時  
30分

○予約方法  
電話または来所でお申し込み  
ください。

この制度は、民間での駐車場  
建設の促進を目的に設けられた  
ものです。23区内で、駐車場の  
建設や既存の駐車場の一時預か  
り化をするために必要な資金の  
融資あつせんや利子補給を行う  
制度です。

1、融資あつせん  
△対象：23区内で駐車場を整  
備し、継続して事業を営む方で、  
確実な事業計画および返済能力  
を有する個人または法人△対象  
駐車場：駐車場に供する面積が  
300m以上または20台以上の駐車  
規模を有すること、ただし附置  
義務駐車施設と併設する場合  
は、その施設に係る台数分を除  
く。また、既存の専用駐車場を一  
時預かり用にする場合や土、日、祝  
日（年間90日以上）に一  
般開放する駐車場については、  
附置義務台数を含めることがで  
きる△貸付利率：年2.5%△貸付  
期間：15年以内（据置期間1年  
を含む）△融資対象：新設また  
は建て替えの場合、全体の建設  
費用を融資対象とする（用地取  
得費等は除く）既存の専用月  
車場を二時預かり化する場合  
は、その改良費を融資対象とす  
る。休日開放を行う専用駐車場

### 制度のご利用について

この制度は、建設を行う場合は、建設費用  
の2分の1で、かつ休日開放を行  
う台数分が融資対象△貸付限  
度額：1台につき50万円以内  
(地下式は1台につき千50万円  
以内)△休日開放を行う専用駐車  
場建設については、1台につき  
50万円以内(地下式は50万円以  
内)

△担保の提供：融資を受ける方  
は、金融機関の求める担保等を  
提供する△債務の保証：連帯保  
証人および信用保証人が必要  
△対象駐車場：融資あつせん  
を受けた駐車場の6割または30  
台以上が時間貸しの駐車場△補  
給率：年1%△補給期間：5年

氏名	住 所	電話番号
長尾 照子	池袋1-12-19	☎3981-0243
久保田 昭夫	池袋1-10-3	☎3580-5311
久 保 雄 作	巣鴨1-9-4	☎3946-1331
佐 肇 裕	雑司が谷1-31-4	☎3814-6009
川 島 仔 太 郎	長崎1-22-1	☎3983-4090
伊 藤 友 久	千川2-18-2	☎3973-9912
遠 藤 俊 幸	池袋本町2-2-11	☎3984-1662
舟 久 保 美 智 子	池袋本町1-16-19	☎3982-5724
※坂 本 勇	要町3-44-1	☎3974-9452
白 石 健 彦	池袋本町4-14-7	☎3985-0898

\*印は、子どもの人権専門委員です。

拝認し見守るいたばは長出人に  
よる人権の番人の機関が誕生し  
ました。これが人権擁護委員制  
度の始まりです。

いじめ、休閒、不登校児など  
子どもを巡る人権問題が大きな  
社会問題となっていますが、次  
代を担う子どもの人権を積極的  
に擁護することが必要です。

そこで、全国人権擁護委員連  
合会では「子どもの人権を守る  
ういじめ」をしない・させな  
い・見逃さない」を啓発活動重  
点目標に掲げ、積極的な啓発活  
動を開催しています。

またこの会では、6月1日を  
「人権擁護委員の日」と定め、  
この日を中心として皆さんと  
ともに、一層の人権思想の啓発に  
努めることを申し合わせていま  
す。

問い合わせ：池袋保健所健康  
推進課栄養士  
☎3981-0243  
センターで「人権の上相談」  
も行っています。

△詳細：民センター☎3985-0898

日々午後1時～4時まで（メル  
便）

広報 としま

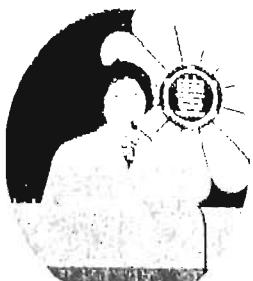
「憲法はすべての法律の基礎になつてゐる。いかえれば私たちがどのようになっていくか、を決めているものだ。基本的人権という生きる権利も、創え死にしない程度ではなく、人間らしい生活、自分の人生を花開かせることができるような個人の幸せを大事にするという点で、主人公はあなたの方個人なのだ。これが憲法の一番大事な精神だ」と訴えました。

「先進国」といわれている国は、動と結びつく。今の学校教育に生活の経験の中から知識を考えることとかで、自分の地域社会をよくしていこうという市民運動として発達させようと考える。ドイツでは1日のうち半分は集団的に学校で学ぶ。あと半分の午後は、自分で選択する。地域社会における生涯学習のようなものが子ども向けにきちんと用意されている」と紹介。

「なぜ日本の教育が憲法でいう個人の人権から離れたものになってしまったのか、それは経済の流れが人間を支配しているからだ。会社のために役に立つ人間を育てることが、教育の主流になってしまった。順番付けられておまえはダメといわれる」と、自分は価値のない人間だと思ってしまうのだ。どの人間もかけがえのない価値を持つているということを、自分で自分に思つてしまふのだ。

大きな目的だと思う。日本の教育がそこからずれている」と断言されました。

# 憲法記念のつどい が開催 されました



の再協定の中で、北朝鮮や中国も含めアジア全体、太平洋地域全部について日本は協力をすることになる。また後方支援という、有事の際に武器の部品を日本が運んで、アメリカの軍隊に供給させようとしていることになる。今までの論議の中で、一番危ないと思っている」と訴えられました。

係を築き平和な地盤をつくる  
というものの、世界に唯一日本  
が残せる大きな貢献、財産だ  
。そのうえで私たちが忘れて  
ることにして、憲法12条「こ  
れが権利は、国民の不斷の努力に  
と読み上げ、「これは私たちが  
力してこの憲法をきちんと実  
していかなくてはいけない  
だ。努力しないのは憲法に反  
る」と語られました。

キャンプ場 日 程	①浦山溝流キャンプ場（埼玉県秩父郡）		②浦山口キャンプ場（埼玉県秩父郡）	
	7月23日㈭	巢 鴨 第一児童館 池袋第一児童館 南長崎第一児童館	☎3910-5417 ☎3982-4992 ☎3950-3042	南長崎第二児童館 要町第一児童館 高 松 児童館
7月25日㈮	上池袋第二児童館	☎3576-6728	西 巢 鴨 児童館	☎3915-2301

## 児童館キヤノンへ行こう 参加者募集

日 程	キャンプ場	①浦山清流キャンプ場(埼玉県秩父郡)	②浦山口キャンプ場(埼玉県秩父郡)	
7月23日㈬	東 鳩 第一児童館	☎3910-5417	南長崎第二児童館	☎3953-6376
	池袋第一児童館	☎3982-4992	要町第一児童館	☎3974-7397
	南長崎第一児童館	☎3950-3042	高 松 児童館	☎3973-7420
7月25日㈮	上池袋第二児童館	☎3576-6728	西 東 鳩 児童館	☎3915-2301
	高 田 児童館	☎3987-6600	南 大 塚 児童館	☎3946-7665
	千 早 児童館	☎3974-1665	上 池袋第一児童館	☎3940-4735
7月30日㈬	東 鳩 第二児童館	☎3918-9540	西 池 袋 児童館	☎3980-2300
	東 池 袋 児童館	☎3971-4931	越 司 加 谷 児童館	☎3988-0388
8月1日㈭	要 町 第二児童館	☎3959-6839	長 崎 第二児童館	☎5995-6025
8月1日㈭	駒 込 児童館	☎3915-1966	池 袋 第二児童館	☎3988-5254
	南 池 袋 児童館	☎3985-5543	日 白 児童館	☎3983-6714
	池 袋 本 町 児童館	☎3988-5176	長 崎 第一児童館	☎3958-8453

○日程・場所等：左表のとおり、対象は区内に住む小学生3年生～高校生、費用は小学生約6千円、中学生以上約7千800円。△定員：各館とも35名（多数の場合抽選）。△申込み：6月1日～11日（日曜除く）までの午後9時～午後5時に参加希望の児童館へ（複数の館への申込みも可）、△その他：事前に説明会、準備会、健康診断を各館で実施します△詳細：各児童館へ

「畠田の森（  
称）」予定地  
行つてみま  
んか

「田白の森(仮称)」予定地へ  
行ってみませ  
んか



そこでこの予定地を中心に東長崎、日向周辺のまちを歩きながら、これから広場、公園づくりを考えます。

6月1日(日) 午後0時50分  
～4時30分 ◇集合場所：西武池袋線椎名町駅南口 ◇登員：25名（要電話申込み） ◇主催：街づくり公社  
くりみみすく俱楽部A1&KE

1 ◇ 詳細：街づくり公社 内線  
2 8 7 3

初めて就職された社会人1年生の皆さんに区から記念品を贈ります。  
区内の中小企業(商店、工場、事務所等)に新規に採用された方および中途に採用された方(昨年7月~本年3月)で、初めて就職された方(ただ

し、パートタイム、アルバイトを除く)の中込み事業者ごとにまとめて6月28日までに生活産業課へ※ご来内、申込書を送付しますのでお問い合わせください。  
◆詳細:商工振興係 5999  
2-7012

## 区内の商店、会社などに新しく就職された方に!

日程	テーマ	講師
7月3日(木)	オリエンテーション ビデオ上映	エボック10所長 佐藤 洋子
4日(金)	女性の再就職と経済的自立 職業技術専門校を訪ねて	弁護士 中下裕子氏 見学:女性高等職業技術専門校
5日(土)	わたしの適性チェック	心理カウンセラー 森松信夫氏
8日(火)	さわやか自己表現 参加者交流会	日本女子大学教授 平木典子氏
9日(水)・10日(木) 11日(金)・12日(土)	パソコン実習 (一太郎Ver.5 for Windows)	△会場…都立板橋職業技術 専門校人材開発センター
15日(月)	再就職へのチャレンジ わたしの再就職体験	㈲21世紀職業財団 伊藤利子氏 阿部やよい氏、近藤恵子氏
16日(火)	再就職に向けてトーク	

△時間…午前10時~午後3時 (16日は午前のみ)

## 女性のための再就職講座「新しい自分を拓く」

△日程・テーマ等…左表のとおり△会場…エボック10多目的ホールほか△費用:無料△定員40名(必ず全回出席できる方)に限る。申込み多数の場合抽選△共催:東京商工会議所豊島支部△申込み・詳細:往復はがき

に住所、氏名、年齢、電話番号、保育の有無(希望者は子どもの年齢を記入し、6月20日(必着)までに△1111 豊島区西池袋1の11メトロボリタンプラザ10階 エボック10へ△5954-1015)



選挙

ルールを

守つて  
きれいな

選挙

</

催し



## 伝統工芸教室受講者募集

## ③ユーティケンセンター

3500・55321

○日程・内容等：左表のとおり  
○期間：10か月（会場：ECO）  
○としま（生活産業フラン）7  
階  
○対象：区内在住の方（費用  
1回につき2千円（材料費別  
途）  
○主催：豊島区伝統工芸保  
存会  
○申込み：直接各講師へ  
(定員10名程度)  
○詳細：商工振興係 5992・7012

※次の公演は当公社の文化事業  
のため特別料金となっています。  
※未就学児童は入場できません  
(一部除く)  
※チケットの郵送もできます  
(一部除く)

※チケットの郵送はできません。

※チケットの郵送はできません。

※5月27日、午前9時から販売

します。

7月2日から毎週火曜日、11

(8月13日、9月17日、11月12日

日を除く) 午後6時30分～8

時30分 豊島公会堂

リハーサル

7月12日(金) 午後7時開演

東京藝術劇場大ホール

場：東京藝術劇場大ホール

※「ともに申込みは区内在住、  
在勤、在学の方に限らせていた  
だきます」

印有効までに「〒170 豊島区

東池袋1の20の10 豊島区役所

ミニテ（振興公社第九係）

英子、バリトン：木村俊光、

セイタのワルツ」ほか、指揮：

石丸 寛、独唱：ソプラノ：皆

英子、バリトン：木村俊光、

演奏：新日本フィルハーモニー

交響楽団費用（特別鑑賞券）

：S席3千500円、A席3千円、

B席2千500円、C席千500円（全

席指定）

※チケットの郵送はできません。

※次の公演は当公社の文化事業  
のため特別料金となっています。

※チケットの郵送もできます

(一部除く)

※チケットの郵送はできません。

※チケットの郵送はできません。